

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 主な改正内容

#### (1) 第1条関係

改正箇所	改 正 内 容																																									
別表第一 別表第二	給料表の改定 別表第一【行政職給料表(一)・(二)】及び別表第二【医療職給料表(一)・(二)・(三)】																																									
初任給調整手当 (第10条の2)	医師及び歯科医師に係る初任給調整手当について、限度額を引き上げる。 現 行：315,200円 改正後：326,900円																																									
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td> <td>1.25月</td> <td>1.25月</td> <td>0.7月</td> <td>0.7月</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>1.075月</td> <td>1.075月</td> <td>0.6125月</td> <td>0.6125月</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正後</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員</th> <th colspan="2">定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員</th> </tr> <tr> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職員 以外の職員</td> <td>1.25月 (改正なし)</td> <td><u>1.275月</u> (+0.025月)</td> <td>0.7月 (改正なし)</td> <td><u>0.725月</u> (+0.025月)</td> </tr> <tr> <td>管理職員</td> <td>1.075月 (改正なし)</td> <td><u>1.1月</u> (+0.025月)</td> <td>0.6125月 (改正なし)</td> <td><u>0.6375月</u> (+0.025月)</td> </tr> </tbody> </table>				現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.25月	1.25月	0.7月	0.7月	管理職員	1.075月	1.075月	0.6125月	0.6125月	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員		6月	12月	6月	12月	管理職員 以外の職員	1.25月 (改正なし)	<u>1.275月</u> (+0.025月)	0.7月 (改正なし)	<u>0.725月</u> (+0.025月)	管理職員	1.075月 (改正なし)	<u>1.1月</u> (+0.025月)	0.6125月 (改正なし)	<u>0.6375月</u> (+0.025月)
現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.25月	1.25月	0.7月	0.7月																																						
管理職員	1.075月	1.075月	0.6125月	0.6125月																																						
改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員																																							
	6月	12月	6月	12月																																						
管理職員 以外の職員	1.25月 (改正なし)	<u>1.275月</u> (+0.025月)	0.7月 (改正なし)	<u>0.725月</u> (+0.025月)																																						
管理職員	1.075月 (改正なし)	<u>1.1月</u> (+0.025月)	0.6125月 (改正なし)	<u>0.6375月</u> (+0.025月)																																						
	※（ ）内は、現行との増減																																									

改正箇所	改 正 内 容				
勤勉手当 (第27条)	勤勉手当の支給月数の上限について以下のとおり改める。				
	現行	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	1.175月	1.175月	0.575月	0.575月
	管理職員	1.35月	1.35月	0.6625月	0.6625月
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	1.175月 (改正なし)	<u>1.2月</u> (+0.025月)	0.575月 (改正なし)	<u>0.6月</u> (+0.025月)
	管理職員	1.35月 (改正なし)	<u>1.375月</u> (+0.025月)	0.6625月 (改正なし)	<u>0.6875月</u> (+0.025月)
※（ ）内は、現行との増減					

## (2) 第2条関係

改正箇所	改 正 内 容				
期末手当 (第26条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。				
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	<u>1.2625月</u> (+0.0125月)	<u>1.2625月</u> (-0.0125月)	<u>0.7125月</u> (+0.0125月)	<u>0.7125月</u> (-0.0125月)
	管理職員	<u>1.0875月</u> (+0.0125月)	<u>1.0875月</u> (-0.0125月)	<u>0.625月</u> (+0.0125月)	<u>0.625月</u> (-0.0125月)
	改正後	定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員 及び暫定再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員 以外の職員	<u>1.1875月</u> (+0.0125月)	<u>1.1875月</u> (-0.0125月)	<u>0.5875月</u> (+0.0125月)	<u>0.5875月</u> (-0.0125月)
	管理職員	<u>1.3625月</u> (+0.0125月)	<u>1.3625月</u> (-0.0125月)	<u>0.675月</u> (+0.0125月)	<u>0.675月</u> (-0.0125月)
※（ ）内は、(1)第1条改正後との増減					
勤勉手当 (第27条)	勤勉手当の支給月数の上限について以下のとおり改める。				

## 2 施行期日等

(1) 施行期日 公布の日。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日

(2) 適用日 第1条の給料表（別表第一及び別表第二）の改正は、令和7年4月1日に遡及して適用